

業務規程の変更及びその認可申請について

(案)

1. 業務規程の変更

国の審議会の議論等に適切に対応するため、別紙1のとおり業務規程の一部変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第3号の規定に基づき、第18回通常総会（2024年6月21日）に付議する。

2. 業務規程の変更の認可申請

1. の変更案が総会により議決された後、電気事業法第28条の41第3項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第11条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、業務規程の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：業務規程一部変更の件（業務規程 新旧対照表）

別紙2：業務規程変更認可申請書

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 系統アクセス業務の一部見直しに伴う規定の変更

【該当条文：第67条、第68条、第71条、第74条、第98条、
第99条（変更）

第69条、第70条、第74条の2（削除）】

- ・本機関は、特定連系希望者から「事前相談」及び「接続検討の要否確認」の申込みを受け付ける規定の削除。
- ・本機関は、特定連系希望者の求めに応じて、一般送配電事業者及び配電事業者からの「接続検討の要否確認」に関する回答結果の妥当性等を確認することを明記。
- ・2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. その他規定の変更

- ・記載の適正化（字句修正等）。

以上

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 0 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 6 年 4 月 1 0 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十四 （略） 二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>一般送配電事業者又は配電事業者を除く。</u>）をいう。 二十六～四十五 （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十四 （略） 二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員を除く。</u>）をいう。 二十六～四十五 （略）
（供給計画の取りまとめ等における考慮事項） 第 2 8 条の 2 本機関は、第 2 6 条第 1 項の規定による調整及び前条第 1 項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。 一・二 （略） 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u> 次に定める事項 ア～エ （略） 四 （略）	（供給計画の取りまとめ等における考慮事項） 第 2 8 条の 2 本機関は、第 2 6 条第 1 項の規定による調整及び前条第 1 項の規定による取りまとめの際に、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める事項を考慮するものとする。 一・二 （略） 三 <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u> 次に定める事項 ア～エ （略） 四 （略）
（供給計画等に関する情報の共有） 第 3 2 条 本機関は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～五 （略） 2～4 （略）	（供給計画等に関する情報の共有） 第 3 2 条 本機関は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。 一～五 （略） 2～4 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 全国及び<u>一般送配電事業者</u>の供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者</u>（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>事業者</u>に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況 イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u>（全国又は<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>事業者</u>に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>の調整力の確保状況 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者</u>の需要実績及び需要想定 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の<u>一般送配電事業者</u>の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略） 2・3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 全国及び<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需給検証 二 会員の供給力等の確保状況 ア <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>（全国又は<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>会員</u>に限る。以下この条において同じ。）の供給力の確保状況 イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員</u>（全国又は<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい<u>会員</u>に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>の調整力の確保状況 三 <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>の需要実績及び需要想定 四 危機管理上の需給変動リスク分析 ア （略） イ その他全国又は特定の<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給バランスに影響を与える事項 五 （略） 2・3 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下、この章において同じ。</u>）の連系等を希望する者からの<u>事前相談並びに接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 二 （略） 2 （略） 3 <u>本機関が受け付けた系統アクセス業務については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。</u>	（系統アクセス業務の実施） 第 6 7 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、次の各号に掲げる業務を行う。 一 送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。<u>以下</u>この章において同じ。）の連系等を希望する者からの<u>接続検討</u>に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 二 （略） 2 （略） （削る）
第 2 節 <u>事前相談及び接続検討</u>	第 2 節 <u>接続検討</u>
（事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付） 第 6 8 条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>事前相談及び接続検討の申込み並びに</u>再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第 7 0 条第 3 項又は第 7 2 条第 2 項</u>に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。 3 （略）	（接続検討の申込み及び接続検討の要請の受付） 第 6 8 条 本機関は、特定系統連系希望者の<u>接続検討の申込み及び</u>再エネ海域利用法第 8 条第 1 項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、<u>第 7 2 条第 2 項</u>に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。 3 （略）
（連系予約に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2 （略） 2 （略） 3 本機関は、前 2 項の要請を受け付けた場合には、<u>関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に通知する。	（連系予約に関する要請の受付） 第 6 8 条の 2 （略） 2 （略） 3 本機関は、前 2 項の要請を受け付けた場合には、<u>当該連系予約の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に通知する。
（事前相談の検討） 第 6 9 条 本機関は、<u>事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</u> 2 <u>本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 <u>最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量や予想潮流</u> 二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u> 三 <u>想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u> 3 <u>本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u>	第 6 9 条 <u>削除</u>
（事前相談の回答） 第 7 0 条 本機関は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、<u>特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u> 一 <u>最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無</u> <u>（連系制限がある場合には、容量面から評価した連系可能な最大受電電力）</u>	第 7 0 条 <u>削除</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
二 <u>想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離</u> 2 <u>本機関は、前項の回答に際し、特定系統連系希望者の求めに応じ、系統情報ガイドラインに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</u> 3 <u>本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。</u>	
（接続検討） 第7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、その旨を通知する。 2～4 （略）	（接続検討） 第7 1 条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、<u>連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下この章において「一般送配電事業者等」という。）</u>に対して、その旨を通知する。 2～4 （略）
（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項の規定による検討結果の<u>確認及び検証を完了したときは</u>、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 （略） 2・3 （略）	（接続検討の回答） 第7 2 条 本機関は、前条第3 項又は第4 項の規定による検討結果の<u>確認を完了したとき（同条第3 項又は第4 項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は</u>、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 （略） 2・3 （略）
（接続検討の要否確認） 第7 4 条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更（更新を含む。）を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、<u>一般送配電事業者等</u>に対して、<u>接続検討の要否の確認を依頼する。</u> 2 <u>本機関は、一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</u> 3 <u>本機関は、一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</u>	（発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法） 第7 4 条 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の<u>算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</u> （削る） （削る）
（発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法） 第7 4 条の2 <u>本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</u>	（削る）
（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、<u>同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の意見</u>を聴取する。	（電源接続案件一括検討プロセスの要請） 第7 5 条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下この節において同じ。）の工事に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）を開始することが必要と判断した場合には、<u>当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、<u>当該送電系統を運用する一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から意見</u>を聴取する。
（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第8 9 条 本機関は、<u>想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）</u>や過去の	（電源接続案件一括検討プロセスの中止等） 第8 9 条 本機関は、<u>電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、<u>電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</u>	<u>動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合、又は想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、当該電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。</u>
（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、<u>同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者等</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請を行うときは、一般送配電事業者等から意見を聴取する。</u>	（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等） 第96条の5 本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた電気の需給状況の極めて大幅な変動を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、<u>当該系統増強プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、同プロセスを実施している一般送配電事業者及び配電事業者たる会員</u>に対し、その旨理由を付して通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。 2 本機関は、<u>前項の要請をしようとするときは、あらかじめ当該会員から意見を聴取する。</u>
（一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証） 第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</u> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 2 <u>本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u>	（一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認及び検証） 第98条 本機関は、<u>特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの事前相談の回答について、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 一 <u>最大受電電力に対して送電系統の容量に起因する連系制限がある場合は、当該送電系統の熱容量や予想潮流</u> 二 <u>特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由</u> 三 <u>想定する連系点及び特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離</u> 2 <u>本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の要否確認の回答について、接続検討が必要な場合は、発電設備等の最新の系統連系技術要件（託送供給等約款で定める系統に連系する設備に関する技術要件をいう。以下同じ。）への適合状況、及び新たな系統増強工事や運用上の制約の有無等、その理由の妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 3 <u>本機関は、特定系統連系希望者からの求めに応じて、当該特定系統連系希望者に対する一般送配電事業者等からの接続検討の回答について、第71条第3項各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 4 <u>本機関は、前各項の規定による確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、その妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</u> 5 <u>本機関は、前各項の規定による確認を完了したとき（前各項の規定による検証を実施した場合にあっては当該検証を完了したとき）は、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。</u>
（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、<u>本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</u>	（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第99条 本機関は、<u>本機関又は一般送配電事業者等が接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（新設） <u>2</u> （略）	<u>2</u> 本機関は、一般送配電事業者等が事前相談及び接続検討の要否確認の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を定め、公表する。 <u>3</u> （略）
（需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）</u>の需要及び供給力の確保に関する状況 イ・ウ （略） 二～四 （略）	（需給状況の監視の対象） 第106条 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一 会員の需給状況に関する事項 ア <u>小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>の需要及び供給力の確保に関する状況 イ・ウ （略） 二～四 （略）
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（<u>以下、</u>この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二～五 （略） 2 （略）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（<u>以下</u>この条において「希望連系線」という。）を確認する。 二～五 （略） 2 （略）
（運用容量の設定） 第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（<u>以下、</u>この章において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2～5 （略）	（運用容量の設定） 第126条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（<u>以下この章において</u>「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2～5 （略）
（需給調整市場に係る取引可能量の通知） 第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を<u>一般送配電事業者</u>に通知する。	（需給調整市場に係る取引可能量の通知） 第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の取引可能量を<u>一般送配電事業者たる会員</u>に通知する。
（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（<u>以下、</u>承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。	（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下この章において「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（<u>以下</u>承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）		
一・二 （略） 2 （略）			一・二 （略） 2 （略）		
（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第 1 5 2 条 （略） 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（ <u>以下</u> 、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 （略） 3～5 （略）			（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第 1 5 2 条 （略） 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員の申入れによりマージンを使用する供給を行うことを承認する。 一 本機関は、一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該一般送配電事業者たる会員の供給区域（ <u>以下</u> この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。 二 （略） 3～5 （略）		
（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（ <u>以下</u> 、この章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。			（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（ <u>以下</u> この章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。		
別表 1 1－1 作業停止計画の種別			別表 1 1－1 作業停止計画の種別		
種 別		内 容	種 別		内 容
計 画 作 業 停 止	年 間 計 画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（ <u>一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者</u> と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画	計 画 作 業 停 止	年 間 計 画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び特定契約者（ <u>一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員</u> と再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。）（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する 2 か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画
	月 間 計 画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画		月 間 計 画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する 2 か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画
（作業停止計画の原案の取得、共有） 第 1 5 7 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1－2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第 3 号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 広域連系系統等 <u>一般送配電事業者</u> 二・三 （略） 2・3 （略）			（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第 1 5 7 条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表 1 1－2 で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第 3 号に掲げる流通設備については、発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一 広域連系系統等 <u>一般送配電事業者たる会員</u> 二・三 （略） 2・3 （略）		

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（調整交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者</u>（以下「F I T 電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、F I T 電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。 2 ～ 4 （略）	（調整交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、<u>一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員</u>（以下「F I T 電気買取事業者」という。）における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、F I T 電気買取事業者に対して、調整交付金（再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務を行う。 2 ～ 4 （略）
（系統設置交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。	（系統設置交付金の交付業務） 第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、<u>一般送配電事業者又は送電事業者たる会員</u>が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。以下「系統電気工作物」という。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物を使用する期間を対象として、<u>当該会員</u>に対して、系統設置交付金を交付する業務を行う。
（小売電気事業者等に係る納付金の徴収） 第 1 8 0 条の 7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者</u>から、納付金を徴収する。	（小売電気事業者たる会員等に係る納付金の徴収） 第 1 8 0 条の 7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、<u>小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員</u>から、納付金を徴収する。
（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（<u>以下</u>、この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 ・ 3 （略）	（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（<u>以下</u>この章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 ・ 3 （略）
附則（令和 6 年 4 月 1 0 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 3 及び第 9 6 条の 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての<u>一般送配電事業者</u>において生じた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和 6 年 4 月 1 0 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 3 及び第 9 6 条の 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての<u>一般送配電事業者たる会員</u>において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和 6 年 8 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 9 6 条の 5 の改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

様式第 9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

2024年6月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6－2－15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙1のとおり。※添付略

2 変更しようとする年月日

2024年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第96条の5の改正規定は、2024年8月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

国の審議会の議論等に適切に対応するため。

4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙2のとおり。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2024 年 4 月 3 日 ～ 2024 年 4 月 23 日	・本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、会員その他の電気供給事業者の意見聴取を実施。 ・意見は 0 件（2024 年 5 月 9 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2024 年 5 月 20 日	・ 2024 年度第 1 回評議員会により、本変更案を議決。
2024 年 5 月 22 日	・ 第 457 回理事会において、本変更案を議決。
2024 年 6 月 21 日	・ 第 18 回通常総会において、本変更案を議決。